

平成18年11月7日

各位

(東京本社)東京都渋谷区渋谷1丁目2番5号
株式会社サンエー・インターナショナル
(コード番号:3605)
問合せ先 経営企画部広報課
.03 - 5467 - 9910

ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成18年11月7日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、平成18年11月29日開催予定の当社第57期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社の取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当します。当社の取締役の報酬額は、平成14年11月28日開催の第53期定時株主総会の決議において年額4億円以内とする旨ご承認いただいております。上記定時株主総会において第5号議案(取締役の報酬額改定の件)が原案どおり可決されますと、年額5億円以内となりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、取締役8名(現在の取締役は9名ですが、上記株主総会において第3号議案(取締役8名選任の件)が原案どおり可決されますと8名となります。)以内の者に対して報酬等として新株予約権を付与することについても、上記株主総会に付議することを決議いたしましたので、併せて下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者を募集することを必要とする理由及び新株予約権を当社の取締役の報酬等として付与することを相当とする理由

当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員に対し、当社及び当社子会社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、新株予約権を金銭の払込みを要することなく無償で付与するものです。

なお、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

金銭の払込みを要しないものとする。

3. 新株予約権の割当日

募集新株予約権の発行の取締役会で決定する。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 220,000 株を 1 年間の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整により生じる 100 株未満の株式数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(2) 新株予約権の総数

2,200 個を上限とする。このうち、当社取締役（8 名以内）に付与する新株予約権は 695 個を上限とする。（新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 100 株とする。ただし、上記 4.(1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受ける株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に新株予約権 1 個当たりの目的である株式数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生日をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により、1 株当たりの行使価額を調整し、

調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記の算式における、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権割当日後、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができる。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

平成20年12月1日から平成23年11月30日までとする。

(5) 新株予約権行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、付与時点から権利行使時点まで継続して、当社の取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員、その他これに準ずる地位を保有していること。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由がある場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の一部行使はできない。

その他権利行使の条件は、第57期定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認された場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

上記4.「(5)新株予約権行使の条件」により行使できなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に下記 に定める条件に沿って、下記 乃至 に定める株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を定める場合には、再編対象会社の新株予約権を交付するものとする。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

株式移転

株式移転により設立する株式会社

条件

1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

当該組織再編の条件などを勘案のうえ、4.(1)に準じて決定する。

4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該組織再編の条件などを勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

5) 新株予約権を行使することができる期間

4.(4)に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と当該組織再編の効力発生日のうちいずれか遅い日から、4.(4)に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

6) 新株予約権の行使の条件

4.(5)に準じて決定する。

7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

4.(6)に準じて決定する。

8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由

4.(7)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(10) 新株予約権に関するその他の事項

新株予約権に関するその他の事項は、取締役会決議により決定する。

5. 取締役に対して割当てる新株予約権の取締役報酬に関する事項

上記により当社取締役に対して割当てる本新株予約権の額は、割当日において算出される本新株予約権1個当たりの公正価値に、割当日において在任する当社取締役に割当てる本新株予約権の総数を乗じて得た額とする。

なお、「本新株予約権1個当たりの公正価値」については、企業会計基準委員会が平成17年12月27日に公表している企業会計基準第8号の「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号の「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に従い、適切に評価するものとする。

(注) 上記の内容については、平成18年11月29日開催予定の第57期定時株主総会において、「第6号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上